



新型コロナウイルス感染症対策 関連情報 水道料金等の支払いを猶予します



ターゲット 6.1

令和2年4月6日
郡山市上下水道局
お客様サービス課
担当：浅野 浩樹
TEL：932-7666

SDGs ターゲット 6.1 「すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する」

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等のお支払いが困難な事情があるお客様さまに対し、お支払いの猶予をいたします。

1 対象となる料金等

水道料金、工業用水道料金、簡易水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

2 対象となる方

一時的に水道料金等の支払いが困難になった個人、法人の全てで次のいずれかに該当する方

- (1) 水道料金等の支払について相談された方
- (2) 郡山市社会福祉協議会の特例貸付の貸付対象者等

3 支払いの猶予の内容

- (1) 原則として、4ヵ月支払いを猶予します。
- (2) 猶予期間終了後も、その置かれた状況に配慮し分納等の相談に応じます。

4 お問い合わせ

上下水道局お客様サービスセンター 電話：024-932-7641
工業用水道料金は、浄水課 電話：024-932-7646
簡易水道料金は、環境政策課 電話：024-924-2731



ウェブサイトにも
アクセスできます。

https://www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/jogesuido_jokaso/23503.html